

1 処分年月日	令和7年2月28日
2 処分を受けた宅地建物取引業者に関する事項	
(1) 商号又は名称	勝美商事株式会社
(2) 代表者	湯原 勝美
(3) 主たる事務所の所在地	茨城県小美玉市小岩戸749
(4) 免許番号	茨城県知事(2)第7048号
(5) 免許年月日	令和2年8月27日
3 処分の内容	<p>(1) 処分の内容及び根拠となる条項 宅地建物取引業法(以下「法」という。)第65条第1項による指示処分</p> <p>(2) 指示の内容</p> <p>ア 今回と同様の法違反の再発を防ぐため、少なくとも以下の事項について必要な措置を講じること。</p> <p>(イ) 今回の違反に係る法の規定の趣旨を十分に理解し、今回の違反内容及びこれに対する処分内容について、役職員に速やかに周知徹底すること。</p> <p>(ロ) 適正な業務執行が行えるよう、社内の管理体制の整備、充実を行うこと。</p> <p>イ アについて講じた措置((1)以外に講じた措置がある場合にはそれを含む。)を1ヶ月以内に文書をもって報告すること。</p>
4 処分理由	<p>当該業者は、土地の売買の媒介に関し、売買の契約が成立するまでの間に、取引の当事者に対して、重要事項を記載した書面を交付して説明を行わなかった。</p> <p>このことは、法第35条第1項に違反し、法第65条第1項の規定に基づく指示処分に該当する。</p>